

雇児発 0930 第 21 号
平成 26 年 9 月 30 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

保育所の入所等におけるひとり親家庭の取扱いについて

母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第 28 条（第 31 条の 8 において準用する場合を含む。以下同じ。）において、従来各市町村に対する母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の児童の保育所の入所選考の際における特別な配慮義務に加えて、放課後児童健全育成事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う場合の特別な配慮義務が規定され、平成 26 年 10 月 1 日より施行されることである。

また、その他の厚生労働省令で定める事業については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年厚生省令第 32 号）第 6 条の 2 において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業を規定したところである。

各地方公共団体においては、法第 28 条の規定の趣旨を踏まえ、下記事項に御留意いただき、ひとり親家庭の子育てを支援するとともに、ひとり親家庭の児童の心身の健全な育成が図られるよう、格段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

おって、平成 15 年 3 月 31 日雇児発第 0331011 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」は廃止する。

記

1 法第 28 条の規定の趣旨について

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っており、家庭内での児童のしつけや教育にかかる時間や労力には制約があ

るため、ひとり親家庭の児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長するために、その児童に対する保育や子育て支援を充実する必要がある。このため、保育所の入所選考の際における特別の配慮義務を規定するとともに、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業を行う場合における特別の配慮義務を規定したものであること。

2 保育所の入所及び放課後児童クラブの利用に係る特別の配慮について

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと。

特に、都市部等の待機児童の多い地域にあつては、ひとり親家庭の優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること。

また、児童福祉法第6条の3第2項の規定により、市町村が放課後児童健全育成事業を実施する場合には、ひとり親家庭を放課後児童クラブの利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと。

- (2) ひとり親家庭のうち、離婚等の直後にある者であつて生活の激変を緩和する必要があるなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められるものについては、最優先的に取り扱うこと。
- (3) 母子家庭をめぐる就労条件や就職環境が厳しいこと等を踏まえ、母子家庭が求職活動、職業訓練等を行っている場合にあつては、求職活動等を行っている日数、時間等に応じて、就労している場合と同等の事情にあるものとして、優先的に取り扱うこと。
- (4) 市町村は、母子家庭に係る保育所の入所及び放課後児童クラブの利用の選考を行うに当たって、母子家庭の就労状況等の把握に努めること。
- (5) 都道府県は、市町村が保育所の入所及び放課後児童クラブの利用の選考を行うに当たって、母子家庭の就労状況に関する情報提供に努めること。

3 子育て短期支援事業及び一時預かり事業の利用に係る特別の配慮について

- (1) 児童福祉法第6条の3第3項の規定により、市町村が子育て短期支援事業を実施する場合には、ひとり親家庭を子育て短期支援事業の利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。
- (2) 児童福祉法第6条の3第7項の規定により、市町村が一時預かり事業を実施する場合には、ひとり親家庭を一時預かり事業の利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。